

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第28号

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和7年6月9日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 大高 勝利

登録の移替えを延期する期間

令和7年6月12日から参議院議員選挙期日まで